

平成 30 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

新株予約権方式によるストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の執行役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催の当社第 80 回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項決定の委任に基づきまして、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づきストック・オプションの目的で発行する新株予約権について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権 I

(1) 新株予約権の名称

2018 年 2 月発行新株予約権

(2) 新株予約権の数

下記(4)に定める内容の新株予約権 599 個とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 59 万 9 千株とし、下記(4)①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権数を乗じた数とする。

(3) 各新株予約権と引換えに払い込むべき額

払込みを要しない。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「付与株式数」という。) は 1,000 株とする。なお、株主総会における決議の日 (以下「決議日」という。) 後に、当社が当社普通株式の株式分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権の行使期間

平成30年2月8日から平成49年6月30日までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2) 新株予約権の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとする。

3) 上記2)にかかわらず、平成49年5月31日より、他の行使の条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当ての対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の権利者が新株予約権を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権の権利者が新株予約権の全部若しくは一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権を割り当てる日

平成30年2月8日

(6) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由、新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び執行役員に対し、連結業績向上へのインセンティブを高めるため、ストック・オプションの目的で発行する。割当ての対象者は、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び執行役員の合計118名とする。「当社取締役及び執行役に付与する新株予約権の数」は、報酬委員会の決定に従う。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

株式会社三井住友銀行 東京営業部

- (8) 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

2. 新株予約権Ⅱ

- (1) 新株予約権の名称

第14回新株予約権

- (2) 新株予約権の数

下記(4)に定める内容の新株予約権7,466個とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式746万6,000株とし、下記(4)①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権数を乗じた数とする。

- (3) 各新株予約権と引換えに払い込むべき額

払込みを要しない。

- (4) 新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は1,000株とする。

なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、下記(5)において定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 新株予約権の行使期間

平成34年7月1日から平成39年6月27日までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

- 1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 2) その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当ての対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の権利者が新株予約権を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権の権利者が新株予約権の全部若しくは一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (5) 新株予約権を割り当てる日
平成 30 年 2 月 8 日
- (6) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由、新株予約権の割当てを受ける者、その者に対して割り当てる新株予約権の数
当社、当社子会社及び当社関連会社の使用人、並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役及び執行役員のうち合計 3,622 名に対し、連結業績向上へのインセンティブを高めるため、ストック・オプションの目的で発行する。対象者及び割り当てる新株予約権の数に関する具体的内容は、代表執行役社長に一任する。
- (7) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
株式会社三井住友銀行 東京営業部
- (8) 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
同 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (9) その他の新株予約権を引き受ける者の募集、新株予約権の発行及び取得に関し必要な事項の決定は代表執行役社長に一任する。

以 上

<お問い合わせ先>

大和証券グループ本社 広報部 鈴木・青山・大橋・桑原・上岡 (Tel. 03-5555-1165)